

「オンライン教育（上級管理講習及び中級管理講習A）」の契約希望者募集要項（企画競争）

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部経理部長

岡田 健治

「オンライン教育（上級管理講習及び中級管理講習A）」の契約について企画競争を実施しますので、応募希望者は、下記に基づき資料等の提出をお願いします。

記

1 件名

「オンライン教育（上級管理講習及び中級管理講習A）」

2 応募希望者の資格

次に掲げる事項のすべてに該当することとします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正

な契約の履行が確保される者

- (7) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお、申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。
- (8) 企画提案に関する要求（細部は企画競争説明書による。）

ア 企画提案に関する前提条件（最近の労働を取り巻く各種情勢を的確に分析・把握することを前提に本項に示す各項目に対応する企画提案をすること）

(ア) 教育に際しては、全国に所在する隊員が同時に受講可能な方式で実施すること。

(イ) 自衛官の定年は、自衛隊法第45条により階級及び職種で異なる。

(ウ) 実施の対象となる教育及び受講人数は以下のとおり。なお、記載の人数については、実施回により変動がある。

a 退職管理教育（上級管理講習）

受講対象は、防衛省自衛隊内では管理職である定年退職おおむね3年前の1等海佐及び2等海佐の自衛官であり、期間は、3日程度で実施する。

1回あたりの受講者は、自宅等の任意の場所及び複数の基地等の会議室に集合した60名であり、教育回数は、2回である。

受講者ごとにインターネット環境が整った場所又は全国の各基地等のインターネット環境（1～2回線及びそれに接続したスクリーン）を使用可能な会議室で受講可能である。

b 退職管理教育（中級管理講習A）

受講対象は、防衛省自衛隊内では中堅の役割を担っている定年退職おおむね3年前の3等海佐から3等海尉の自衛官及び所属部隊の自衛官の海曹長から2等海士までを統括し、部隊指揮官を補佐する自衛官の前任伍長経験者で本教育の主旨を理解した希望者であり、期間は、3日程度で実施する。1回あたりの受講者は、複数個所の基地等の会議室に集合した約20名であり、教育回数は、2回である。受講者は、インターネット環境が整った場所又は全国の各基地等のインターネット環境（1～2回線及びそれに接続したスクリーン）を使用可能な会議室で教育を受講可能である。

イ 企画提案に関する要求事項

オンライン教育（上級管理講習及び中級管理講習A）について、以下の各項目に関する企画提案をすること。

なお、各項目に示す事項は標準であり、内容の充実又は代替案は企画競争参加者の企画提案による。特に、現在のビジネス界で取り入れられている仕事の進め方、考え方、行事などの事例を提示することに配慮する。

(ア) 職業適性検査

a 検査内容

新規採用に活用するものではなく、受講者が自ら自己理解を促進する内容で設計されている管理職に適した検査であること。

b 受講者が保有する私有パソコン、私有スマートフォン、その他インターネットに接続可能な機器を用いて回答できるものとし、結果については、概ね1週間以内に各受講者に提示できること。

c 日本人のデータを元に開発され、日本の最新の雇用環境（働き方、企業文化等）に合致した検査であること。

d 分析結果については、インターネット又はメールで確認できるもののほか、受講者及び海上幕僚監部人事教育部援護業務課員以外が確認できないようにすること。

(イ) 教育

a 教育内容

第2項第8号ア（ウ）に示す受講対象者の特性に合わせた内容を提案すること。なお、提案内容は次を満たすこと。

(a) 深い内省を促す働きかけをしながら、個別性を重視したキャリアプランを検討できること。

(b) 変化の激しい時代に、生きがい・働きがいをもって就労し続けるための社会適応行動及びその考え方並びにスキル開発の動機付けにつながること。

(c) 受講者の資質に応じて、集中力が維持でき、自ら進捗管理ができるような創意工夫を凝らすこと。

(d) 自衛官の再就職の支援に関して、民間の立場から、コストを重視した仕事の進め方・考え方、企業経営者又は採用担当者が重視している事項などを含めること。

(e) 民間企業で管理職として勤務する際に必要な内容を含めること。

(f) 教育内容は少なくとも以下の項目を含むこと。

I キャリアプラン（動機付け、自己理解、仕事理解及び中長期キャリア計画の作成）について

II ファイナンシャル・プラン

III 社会適応行動について

IV スキル開発について

V 労働関係規則について

VI 最新の雇用情勢について

- VII 会社経営について
- VIII ITスキルについて
- IX ビジネスマナーについて
- X コミュニケーションについて
- XI 課題解決法について
- XII ハラスメントの防止について

b 教育方法

受講対象の特性に合わせ、従前の実施方法に捉われない教育実施方法を提案すること。

c 講師

講師を選出する場合、講師は仕様書概要 2.2 実施体制の業務従事者の要件を満たす者とし、選出可能な講師の略歴、実績等により提案すること。

(ウ) 意識改革の維持

契約年度内に定期的に受講者の意識改革を維持できる環境を提案すること。

(エ) 教育の復習環境（教材を含む）

受講者が、本項第8イ（イ）に示す教育後の任意のタイミングで復習できる環境を提案すること。

(オ) 教育効果

P D C Aサイクル等を用いて、教育効果及び受講者の意見を評価・分析し、次回の教育及び教材へ改善を図る提案をすること。

(カ) その他

自社の能力でアピールできること。

(9) 提出させる技術資料

類似の就職援助教育業務委託の受注実績がある場合は、その実績が分かる資料

- (10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3 応募希望申請書及び企画競争説明書の交付

(1) 提出先

海上自衛隊補給本部経理部契約課契約企画係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121（内線5636）

(2) 提出期間

令和8年5月14日（木）～令和8年5月28日（木）

（郵送する場合は、提出期間中に必着のこと。）

(3) 提出方法

持参又は郵送

持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出書類

ア 応募希望申請書（別紙様式） 1部

イ 資格審査結果通知書（写） 1部

ただし、競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

ウ 業務従事者リスト及び次に示す履歴資料、別封の非公知の情報の取扱いに関する資料 1部

なお、入札者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、契約担当官等との協議等に応じる義務を負うものとします。

(ア) 業務従事者に係る履歴資料 1部

任意の書式により次の内容を記載をお願いします。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。

a 各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）

(イ) 非公知の情報の取扱いに関する資料は、次を標準とします。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。

a 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱うとともに、契約相手方の代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期

日が明記された発簡済みの未施行規則)の写し

- b 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者(③において「親会社等」という。)の一覧及び契約相手方との資本又は契約(名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。)関係図
- c 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し

(5) 企画競争説明書の交付

参加表明書を確認した後、次の事項を記載した企画競争説明書を交付します。

- ア 実施要領
- イ 企画提案に関する要求
- ウ 仕様書概要
- エ 企画提案書等作成要領
- オ 企画提案書等審査要領

4 企画提案書の提出等

(1) 提出期限

令和8年6月11日(木)午前17時15分まで

(2) 提出場所

第3項第1号に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと。)

5 評価結果の通知

企画提案書の評価実施後、契約候補者として1者を選定し、令和8年7月6日(月)を目途に評価結果を郵送にて通知します。

6 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある応募希望者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができます。

- ア 窓 口

第3項第1号に同じ。

イ 時 間

持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた応募希望者に対して書面で回答します。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答します。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり、次の各号について同意した上で応募をお願いします。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。
- (2) 正当な理由がなく資料を期限までに提出しなかった者の応募は無効とします。
- (3) 本公示に示した参加資格を満たさない者の応募は無効とします。
- (4) 説明会、企画提案会への参加、企画提案書の作成及び企画提案書の送付に要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出資料は、他の目的には使用しません。
- (6) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とします。
- (7) 当該募集に関する問合せは、補給本部経理部契約課審査係に行うことができます。

添付書類：別紙様式「応募希望申請書（記入例）」

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊補給本部経理部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

応募希望申請書

件 名：「オンライン教育（上級管理講習及び中級管理講習A）」

公示番号：補本公示08-1第16号

- 添付書類：1 資格審査結果通知書
2 業務従事者リスト及び履歴資料
3 非公知の情報の取扱いに関する資料